

第 93 号議案

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年 3 月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章～第 3 章 〔略〕	第 1 章～第 3 章 〔略〕
<u>第 4 章 建築物再生可能エネルギー</u>	
<u> 利用促進区域内における説明義務（第27条の 2）</u>	
<u>第 5 章 〔略〕</u>	<u>第 4 章 〔略〕</u>
附則	附則
第27条 〔略〕	第27条 〔略〕

第 4 章 建築物再生可能エネルギー

ギー利用促進区域内に

おける説明義務

(説明義務の対象となる建築物の用途及び規模)

第27条の2 建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第63条第1項の条例で定める用途及び規模は、それぞれ次の各号に定めるものとする。

(1) 用途 すべての用途（建築物省エネ法第20条第2号及び第3号に掲げる建築物の用途は除く。）

(2) 規模 建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの

第 5 章 [略]

第 4 章 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項に基づき、建築士から建築主に対する説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を条例に定めるため。